平成２８年（フ）第１４４号
福岡県小郡市津古485番地11　コーポグロリア203号、開始決定時の住所福岡県小郡市三沢1115番地１
破産者　重松　隆人
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７号
鹿児島県鹿児島市船津町１番４号（クレドイックカーサ．W202号）
破産者　佐伯　宣弥
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋458番地　K’ｓ　ｃｏｕｒｔ　202号
破産者　金城ひとみ
１　決定年月日　平成29年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２６５号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目８番16号
破産者　藤村　吉弘
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３９号
北海道旭川市川端町４条９丁目７番13号
破産者　川島　和幸
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
北海道野付郡別海町別海川上町138番地の14
破産者　山室　静代
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３５８号
茨城県水戸市東桜川３番11号　ヘリアックホームＢ－２号、前住所茨城県水戸市浜田２丁目５番24号
破産者　藤田　睦彦
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７５号
神奈川県綾瀬市落合北５丁目２番２号　コーラル201
破産者　川嶋　真也
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
石川県七尾市矢田町ロ部36番地１
破産者　鷲尾　弘信
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１００号
岐阜県不破郡垂井町東神田２丁目61番地　プリシェール東神田Ｄ101号
破産者　佐藤　祐也
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
岐阜県下呂市小坂町長瀬112番地
破産者　田添　博士
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
静岡県焼津市一色270番地の１　ランセエフＡ101、旧住所静岡県焼津市小土803番地の１
破産者　仁藤　明己
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
静岡市葵区上足洗２丁目５番15号
破産者　小堀　貴雅
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
静岡市清水区吉川710番地の１　メゾンシャルマン101号室、旧住所静岡市駿河区池田872番地　深沢ハイツ305号
破産者　樽林　　亘（旧姓勝呂）
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３１号
岡山県津山市押入907番地100、破産手続開始決定時の住所京都市左京区浄土寺上馬場町83番地２
破産者　谷口　隆浩
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８７８号
京都府向日市寺戸町東野辺59―１　東野辺ハイツ103号、住民票上の住所京都市伏見区久我石原町４番地42　中出幸雄方
破産者　岩崎　　茂
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９８号
京都市伏見区桃山町養斉１番地１　ライオンズマンション桃山南口402号室
破産者　河内　和雄
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５６号
京都市伏見区醍醐外山街道町13番地　辰巳市営住宅２―207、前住所京都市伏見区日野谷寺町58番地14
破産者　南崎瓦工業・おこのみ凡こと　南崎　文男
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係